

健康福祉常任委員会要点記録

日 時： 令和4年9月13日（火）
午前10時00分～午後1時47分
場 所： 議場

出席委員 (7人)	委員長	きりき 優	副委員長	板橋 茂
	委員	小林 憲一	委員	しのづか 元満
	委員	あらたに 隆見	委員	しらた 満
	委員	山崎 ゆうじ		
	議長	いいじま 文彦		

出席説明員	健康福祉部長(兼)福祉事務所長	小野澤 史	福祉総務課長	松崎 亜来子
	生活福祉課長	松田 隆行	健康推進課長(兼)健康センター長	金森 和子
	保険年金課長	松下 恵二	高齢支援課長	五味田 福子
	障害福祉課長	平松 渉	健幸まちづくり推進室長	原島 智子

案 件

	件 名	審 査 結 果
1	4 陳情第 7 号 加齢性難聴の補聴器購入や調整に市の補助を求める陳情	趣旨採択すべきもの
2	行政視察について	承認
3	特定事件継続調査の申し出について	承認

協 議 会

	件 名	担 当 課 名
1	第 3 次多摩市食育推進計画の延長について	健康推進課
2	健康推進課における新型コロナウイルス感染症対応等について	健康推進課
3	新型コロナワクチン接種について	健康推進課
4	多摩市母子保健・児童福祉一体的相談支援体制再編検討委員会の設置について	健康推進課 子ども家庭支援センター
5	国民健康保険及び後期高齢者医療保険における新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支給及び国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免状況について	保険年金課
6	令和 3 年度後期高齢者医療歯科健康診査事業の実施結果について	保険年金課
7	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について	福祉総務課
8	『多摩市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金』他進捗状況について	福祉総務課
9	多摩市しごと・くらしサポートステーション移転進捗状況について	福祉総務課
10	令和 3 年度 生活保護費返還金の状況について	生活福祉課
11	高齢者の外出促進に関する実証実験について（健康二次被害対策）	高齢支援課
12	令和 4 年度介護保険・障害福祉サービス等事業所新型コロナウイルス対策事業の対象期間延長等について	介護保険課 障害福祉課
13	令和 3 年度 多摩市における障害者就労施設等からの物品等の調達実績について	障害福祉課
14	「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」の施行後 3 年を目途とした見直しの検討について	障害福祉課
15	健幸まちづくりのこれまでの成果と今後の課題について	健幸まちづくり推進室

午前10時00分 開会

きりき委員長 ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているので、これより健康福祉常任委員会を開会する。

本日配付された協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、4陳情第7号 加齢性難聴の補聴器購入や調整に市の補助を求める陳情を議題とする。

なお、4陳情第7号については署名の追加があったので事務局より報告させる。

山本議会事務局次長 4陳情第7号について、これまでの署名は468名だった。本日までに追加の提出が352名あった。合計して820名である。

きりき委員長 本件については、陳情者から発言の申出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により、発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いする。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言してほしい。それでは、氏名を言われてからご発言願う。

陳情者(樋口氏) 私は関戸に住んでいる樋口瞳と申す。今日は発言させていただいてありがとうございます。

先日提出した陳情書の中身は、加齢による聞こえづらさの解消のために、実態をつかみ、一日も早く支援策の実施をという署名である。中身はいろいろあるが、今日は私の体験を話したいと思う。私、今年75歳になるが、だんだん難聴になり、特にコロナになってマスクをしているせいで聞こえづらくなってきた。それで、補聴器をつけたいなと思い、いろいろ調べて専門店に行った。そこは言語聴覚士、認定補聴器技能者の方がおられる店である。行ったところ、まず近くにある提携している耳鼻科の先生がいる

ところの診断を受けてほしいと言われた。そこに早速行って先生が私の耳の中をのぞいたら、子どものときに中耳炎を起こしているねと一発で言われた。これが難聴の原因だと言われ、それでまたその店に戻り、診断書を見せた。そうしたら、何日かかかったが補聴器を作ることにした。

補聴器をつくるときに、私の耳の型を取り、両方オーダーの補聴器ができた。そのときの値段が31万円、私は働いてたから払えた。その後、トレーニングと言って助けが必要である。この補聴器が私の耳に本当に合っているかどうか、音がきちんと聞こえているかどうか、何回も何回も通い、後の補助が非常に大事だということがわかった。

今どういう状況かということ、聞こえづらさというのは全くなくなった。自分の体の一部になるためには、やはり長い時間が必要である、使ってから今年2年目になる。私が思うには、難聴になると皆さんと話をしている聞こえたふりする。それで、愛想笑いをして対応する。ある日帰りに「樋口さん、話が全然かみ合っていないよ」と言われ、それが私の補聴器をつけようというきっかけになった。実際毎日の生活の中で、補聴器を安く売っている。それが耳に合わないからといって途中で放り出すお年寄りも多い。これではもったいないし、認知症の始まるきっかけにもなると言っているのです、どうぞ補聴器の補助をお願いしたいと思う。

最後、私ごとであるが、私は間もなく定年退職をする。それで、年金だけではなかなか過ごせないのです、田舎に帰る予定である。35年間多摩市でお世話になった。多摩市は非常に住みやすく、町もきれいだ。だが、補聴器の問題は一つの例であるが、そこに住む人たちが生活しやすい、本当に中身のある多摩市になっていただきたいと今後も注目しているので、どうぞ皆さんよろしく願います。お世話になった。ありがとう。

きりき委員長 以上で市民発言を終わる。

本件の陳情内容について、現在の市の状況や考え方など、市側から説明等あれば願います。

小野澤健康福祉部長 今回の陳情の内容について、現在の市の状況と考え方を高齢支援課長よりご説明させていただくので、よろしく願います。

五味田高齢支援課長 高齢者の加齢に伴う聴力の衰えは、人との交流に消極的になるなど、

高齢者の日常生活や外出などの社会参加に影響を与え、また、聴覚の機能低下が認知症の進行にも一定程度影響があると認識している。難聴の程度を見ると、軽度難聴は小さい声や騒音下での会話の聞き違いや聞き取り困難を自覚する程度で、聴力検査では25デシベル以上40デシベル未満のものを指す。中等度難聴は普通の大きさの声の会話の聞き違いや聞き取り困難を自覚する程度で、聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満のものを指す。高度難聴は非常に大きい声か補聴器を用いないと会話が聞こえない程度で、聴力レベルが70デシベル以上90デシベル未満のものを指す。重度難聴は補聴器でも聞き取れないことが多い状態で、聴力レベルが90デシベル以上のものを指し、検査の結果や聴力低下の度合いによって難聴のレベルも分かれている。

現在は両耳の聴力が70デシベル以上の難聴、高度難聴以上では補装具費支給制度の対象になっており、障害福祉課で申請手続きができるが、軽度難聴、中等度難聴では制度の対象外となっている。補聴器の購入費助成については、東京都26市の中では、三鷹市が令和4年10月に事業実施を予定していると伺っている。これまで市民の方からのお声や市議会でも補聴器の購入費助成について取り上げていただいております、高齢支援課でもほかの自治体の実施状況や検討状況など担当者にヒアリングを行い、順調にしているところ、あまりうまくいっていないところがあると伺っている。

補聴器は購入したらすぐ使えるというものではなく、機器をその方に合ったものにするため、専門機関に複数回通って調整やトレーニングが必要である。せっかく購入したのにうまく使用できず、そのままになってしまうという場合もあるようである。

また、補聴器は購入するとなると数万円から数十万円かかる高額な医療機器である。補聴器助成の制度としたら、多くの市民の方にとって現金支給がよいのか現物支給がよいのか、どのような制度設計がよいのか研究しているところである。この聞こえのトレーニングについても、効果的に補聴器を活用するためにはどのようなトレーニングが必要なのか、どのような専門機関で実施できるのか、検討していかなければならないことが多数ある。

そのため、まずは今年度末に予定している第9期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画策定に向けた高齢者実態調査の中で高齢者の聞こえの問題等について調査し、ニーズの把握に努めていきたいと考えている。

きりき委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

小林委員 それでは幾つか質疑をしたいと思います。まず、この補聴器の購入費の助成制度が幾つかの自治体で今行われているわけであるが、今少し説明にもあったが、一つは東京都の助成制度について、もう一つは都内の自治体の助成制度について少し説明をお願いします。

五味田高齢支援課長 まず東京都の助成制度であるが、高齢社会対策区市町村包括補助事業が対象になる可能性があるが、これは2分の1の補助になる。仮に東京都の補助金を受けるにしても、市からの持ち出しはあることになる。また、この制度を運用するための人件費もかかることになるので、いずれにしても市の財政的な負担があることになる。

それと、現在の東京都内の補聴器の助成制度の状況であるが、23区では16の区が実施している。26市ではまだ実施しているところはないが、今年の10月から三鷹市が実施する予定だと聞いている。

小林委員 東京都の難聴の方に対する補聴器をつけることについての助成制度ということであると、一つは、これは加齢性ということではないが難聴の子どもたちへの助成制度があると思う。もう一つは、先ほど最初の説明で言われた補装具費支給制度で、これは障害者手帳をお持ちの方について一部補助をするということ、それ以外に今言われたように市区町村が実施をすればそれについて2分の1の補助があるということだった。

あと、自主的にやっているのは23区のうちでは16区ということであるが、先ほどトレーニングが非常に重要だということを言われていた。その中で港区がトレーニングについても非常に支援するような制度が始まっていると思うが、わかる範囲でその内容についてお答えいただければと思う。

五味田高齢支援課長 港区では令和4年4月から制度を行っているようで、対象年齢は60歳以上、所得制限は住民税が課税か非課税かで補助額に差を設けてい

る状況だそうである。診断書料の補助については、自己負担だそうである。条件としては、障害者手帳を受けていない方になる。補助額については13万7,000円と、ここは都内でも飛び抜けて高い補助額になっていると聞いている。トレーニングについては、詳しい状況はわからないが、購入前から相談しアフターケアまでの支援をする独自の制度設計をしていると聞いている。

小林委員 これからいろいろ多摩市でも検討されるということだったので、ほかの区市の状況などもぜひ参考にさせていただければと思う。それで、実は私も特にコロナになってからマスクでお互いにお話をする、この議場で答弁に立つ部長や課長の中でも非常にわかりやすく聞こえる方とうまく聞き取れない方がおられて、私2年ぐらい前に耳鼻咽喉科に聴力検査に行ったら、「あなたは年相応で特に難聴ではない」と言われたが、特に難聴だと診断されなくても、特にこのコロナ禍の中で聞き取りにくいという方は結構ふえているのではないかな。

そのときに私一番感じたのは、人とコミュニケーションを取ることがそれによって非常に阻害されると感じた。それで、先ほども加齢性の難聴が認知症の要因の一つにもなると言われていたが、そのことも踏まえ、現在市として、この加齢性の難聴高齢者へのサポートはどのように行っているのか。例えば聴力診断や検査へ誘導する、あるいはなるべく早く補聴器の使用を始めるように誘導するといったことでの支援は現在どのように行われているのか。

五味田高齢支援課長 加齢による難聴を心配されている方からの相談については、高齢支援課や障害福祉課、地域の包括支援センターにおいても応じている。そのほか、ご自身のかかりつけ医との相談の中で必要に応じて耳鼻咽喉科等への受診を紹介していただいている。

小林委員 先ほどトレーニングの必要性なども言われていて、せっかく補聴器を買ってもなかなかうまく聞こえないということでかなりのパーセントの方が使用をやめてしまうという実態もあるようで、そういうことから考えると、なるべく早く必要な人は補聴器を使って少しずつ慣れていくことが必要だと思うので、その辺はぜひ今後支援をしていただきたいと思います。それで、

耳が遠いとか聞こえにくいという状態が社会生活を営むに当たっては大きな障害になるのではないかと、それが認知症を発症したり促進したりする要因の一つになるのではないかと思うが、その辺の担当としての認識はどのようなにあるのか。

五味田高齢支援課長 委員の言われるとおり、難聴が進むと人との交流を持つのがなかなか難しくなったり消極的になったりすることでコミュニケーションが日常生活の中で減ってしまうこともあると思う。それから、今はコロナ禍で人と積極的に会おうのを控えようという方もいるかと思うので、そういった中では認知機能の低下についての影響も考えられなくはないと思っている。

小林委員 聞こえにくくなったときに、何度も何度も聞き返して相手の言っていることをきちんとわかろうとするという努力をかなりやられる方と、途中で何度も何度も聞き返すと相手からも嫌がられるということもあり、もう聞こえなくてもいいやとなってしまうと、そのところからコミュニケーションが外れていくことになっていくと思うが、多摩市は健幸まちづくり事業をやっている、いろいろな分野でそれを進めていこうと。多摩市が進めている健幸まちづくりというのは、単に身体が健やかだということだけではなく精神的にも豊かで幸せ感が得られるのを健幸としてやっているわけであるが、健幸まちづくり事業にとっても、難聴の方がそのまま放置されて、中には人とのいろいろなコミュニケーションを取るのを諦めてしまうような状態の方がいるのは健幸まちづくり事業にとっても本当に見過ごすことができない問題ではないかと思うが、その辺はいかがか。

小野澤健康福祉部長 今ご質問いただいた健幸まちづくりであるが、何らかのお困り事を抱えた方をしっかりと支援していくことも取り組みの一つとしているところである。今回の加齢性難聴に伴う助成のお話についても、一定程度認知症との関連も言われているところであるので、市としても今後しっかり検討しながら施策を考えていきたいと思っているところである。

小林委員 今お答えいただいたとおりだと思うが、難聴でなかなか人の話が聞こえないと諦めかけている人を、そうではなく補聴器というものがあるのでそれを使ってコミュニケーションをぜひ取って社会生活を営んでほしいということで、それを進めていくということと、先ほど陳情者の方が言われた

が、補聴器はそれなりの値段がするので経済的な事情で購入ができない方についてはそれをできるだけ可能にするような支援を市として行っていくと、これはまさしく健幸まちづくり事業だと思うので、その辺について最後に所管の考え方を伺って質疑を終わりたいと思う。

小野澤健康福祉部長 今回のこの件については、市としても一定程度課題として認識しているところである。ただ、市としては、これから第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画をまた新たに策定していくという状況にあるので、今後の施策については、今回のこの事業に伴う財源等も含めて、併せて考えながら研究していきたいと考えている。

しらた委員 集音器や補聴器があるが、その違いというのはどのようになっているのか。

五味田高齢支援課長 まず補聴器は高度な医療機器で、聴力検査や専門家による調整・トレーニングなども含まれており、本人に合ったものを調整して使うものである。集音器については、補聴器を使うほどではないが音声が聞き取りにくいと感じている方が使ったりする比較的安価なところがメリットになるかと思う。ただ、集音器については、雑音を拾ってしまうというところがあるので、そこが少し使いにくいと聞いている。また、集音器については、仮に補助制度を使ったとしても、東京都の補助金の対象外になっている。

しらた委員 私の父も90歳で耳が大変遠く、最初集音器のようなものをいろいろ買って試し、最後は補聴器へと進んでいったが、補聴器を自分に合わせるまで時間が結構かかり、ずっと調整していかないとなかなか聞こえづらいとか、嫌がって外したりつけたり気まぐれにしていたが、補聴器となると、補聴器販売店と医療とはどのようにすみ分けしているのか、その辺がわからないので説明していただけないか。

五味田高齢支援課長 集音器については、難聴を感じて、補聴器を使うほどではないが聞こえにくくなったという時点で使えるものかと思う。補聴器については、検査によって何デシベル以上だとどの程度の補聴器を使ったらよいのかを医者や専門の相談員などと相談しながら使っていくものかと思う。

しらた委員 ということは、専門の店は医療機関になるのか。

五味田高齢支援課長 補聴器については、高齢者の聴力を専門に診ていただいている医療

機関、補聴器に関わる専門職、耳鼻科の医師や補聴器相談医、認定補聴器技能者、言語聴覚士などがいる専門店で扱っているので、そこで相談することになるかと思う。

あらたに委員 確認であるが、聴覚は、両耳があるので、私の父なども典型的で左耳は全く聞こえなく右でしか聞こえてないが、40デシベルや70デシベルというのは、先ほど両耳でと言っていたが、どこでその音を出すのかによって全然違う。私の父は左側から話しても全然わからなく、右側から話さないと聞こえないような状況であるが、この基準はどうやって決めているのかを聞きたいと思う。

五味田高齢支援課長 聴力については、聴力検査で聴力のレベルが測れるので、それで何デシベル以上という難聴の程度がわかるかと思う。

あらたに委員 先ほど来小林委員も陳情者も言われていたが、結局アフターケアを含めてしっかりしたところで作り、その後のアフターもしっかりしてもらわないと意味がないというか、結局買ったはよいが使っていない人がたくさんいることを市が認識していることがよくわかったわけであるが、そのために必要な専門家は、先ほどお話であった港区などでは補聴器相談医の協力を得て、その人の診断なくして補助の対象にならないということと、アフターケアについては認定補聴器技能者がいるところの対応しか認めていないということがある。多摩市ではそういうことができる人が何人ぐらいいるのか、また、そういった専門家と今まで話し合いの場を設けたことがあるのかお聞きしたい。

五味田高齢支援課長 補聴器の調整やトレーニングを相談できる認定補聴器技能者がいる認定補聴器専門店は、現在のところ多摩市内にはない。近隣では、八王子市、立川市、府中市、調布市、町田市あたりにある。

あらたに委員 公的な金を入れてやるので、変な話であるが金の補助を出したが結局使わずらくて使っていないなどということに税を投入すべきではないと思っているので、しっかりアフターケアのついている仕様でやっていただかなければいけないと思っているが、今のお話を聞いていると市内にはそういう専門の方がいないということで、これから制度設計しようというときに、そういう協力者についてはどのように今お考えになっているのかお聞かせ

願う。

五味田高齢支援課長 高額な医療機器になるので、きちんとその方に合った補聴器に調整し、トレーニングができるように、また途中で合わなくなったときに相談に乗ってもらえるような環境が大切だと思っている。耳鼻科の専門の医師から相談できる場所も含めて整えていかなければいけないと思っているが、まずは聴力に困ったことがあるということであれば、高齢支援課や地域包括支援センターにまず相談が入り、その方がどのように補聴器を使っていたほうが望ましいのか、集音器で大丈夫なのか、その辺のことも含めて相談できるように環境を整えていく必要があるかと思う。

小野澤健康福祉部長 今回の答弁に補足をさせていただくが、専門的な内容の話もあるので、どういう形で制度をつくっていくかについては、専門の医師の方々、また医師会の先生方にも少しご相談させていただくことも考えながら進めたいと思っている。

板橋委員 先ほど中等度難聴者というのは40デシベルからという説明があったと思うが、40デシベルというのはどのくらいの聞こえの状況なのか。

五味田高齢支援課長 中等度の難聴に当たるかと思うが、普通の声の大ききで会話をしたときに聞き違いや聞き取りの困難を自覚する程度となっている。

板橋委員 世界保健機関WHOの基準では、両耳で41デシベル以上は補聴器を使用すべしとしているわけである。欧米諸国でのこういった補聴器の広がり状況をもしご存じであれば教えていただけたらと思う。

五味田高齢支援課長 申しわけないが、欧米の調査は存じていない。ただ、確かに40デシベル以上の難聴だと日常生活で聞き取りにくさなどを感じる方もおられるかもしれないが、補聴器は耳にかけたり耳の穴に入れたりして本人の具合の悪さのようなものもあり、それを好まない方もいるので、その辺の調整をうまくできるように整えてから使えるようにしたらよいのではないかと考えている。

板橋委員 難聴は一旦聞こえが難しくなってきたらどんどん進んでいくという話を聞いている。そして治る可能性は非常に少なく悪くなる一方ということで、そういう意味でも早い段階で補聴器をつけていたほうがよいという専門家からのお話をお聞きするわけであるが、実は先ほど陳情者の方も、補聴器

を買って使った、そして2年ぐらいして今ようやく普通に聞こえるようになったと言っておられるが、私も事前に電話してその体験談をお聞きした。両耳ということで二、三か月でようやく調整ができるようになったというか聞こえるようになったなという形で、ずっと専門店に行っ、何しろその補聴器が聞こえの状況をきちんと感知するようになっているのだそうである。

その店で補聴器を見ると、こういう音が聞こえていない、これが聞こえているということがわかるらしく、それで調整するそうである。そういったことを続けて二、三か月で割と聞こえるようになり、そして1年ぐらいになると普通に聞こえるようになったというお話をしておられた。

それを聞いたときに、なるべく若くなくてはいけないのではないかと特に思った。65歳以上の先ほど言った40デシベルぐらいの中等度の方あたりでも、少し進行してきているかなと思ったらそういった方向にずっと行けるような環境づくり、特に日本は世界でも高齢者がたくさんいる国でもあるし、その中でこの多摩市は最も高齢化が一気に進むまちだと思う。2025年はもう間もなくであるが、そういうところでまだまだこの制度がないという点ではやはり今急ぐべきなのかと私も思うが、そういった点で今補聴器の多摩市内での利用状況がある程度つかんでおられたらお聞かせ願う。

五味田高齢支援課長 今ご質問のあった多摩市内でどのくらいの高齢者が補聴器を使っているのかは把握していない。どの程度聴力で困っておられる方がいるのか、補聴器を使いたいと思っている方がどの程度いるのかについて、高齢者実態調査の中でしっかり調査をして把握していきたいと思っている。

板橋委員 今その専門店もないような状況のようである。しかし、こういった制度ができるぞということで行政の準備ができると、店のほうでも専門店にそういった専門家・技術者を置こうという動きが活発になってくるのではないかと期待しているので、ぜひ主導的な取り組みをよろしく願います。

小林委員 先ほどのあらたに委員の質疑にも関連するが、トレーニングへの支援も今後必要だと思うが、それを市として行っていく場合に、市内の医療機関・専門家との連携が当然必要になってくる。市内には多摩南部地域病院と日

本医科大学多摩永山病院の2つの大きな病院があるが、それ以外にも耳鼻咽喉科があり、その中には聞こえのトレーニングについてたけたところもあると聞いているので、そういうところとぜひ連携を進めていただきたいと思うが、その点について伺って終わる。

五味田高齢支援課長 今ご質問があった内容であるが、市内の補聴器外来をやっている医療機関は、日本医科大学多摩永山病院と多摩南部地域病院のほかに、東京みみ・はな・のどサージクリニックがあるように聞いている。そのほか、聴力について相談できる場所として、地域活動支援センター「あんど」では年に3回聞こえと補聴器の相談会を行っており、調整やトレーニングはできないが、専門のスタッフによる聴力測定、補聴器購入前の相談や購入後の相談にも応じている。

また、都内の目黒区になるが、聴力障害者情報文化センターできこえの相談を行っていて、ファクシミリやメール、来所による相談などにも応じていると聞いている。補聴器を調整して自分に合ったものに持っていくまでには何度か通ってトレーニングをしていく必要があるかと思うので、高齢の方が使うとなるとあまり遠いところに複数回通うのはやはり大変だと思うので、そういった環境を整えていくことも必要だと考えている。

あらたに委員 先ほど認定補聴器技能者は多摩市にいないようなニュアンスで答弁があったと思ったが、3人ほどおられるようであるが。

五味田高齢支援課長 調べたところによると、認定補聴器技能士が在駐している認定補聴器専門店は市内にない。

平松障害福祉課長 先ほどの答弁の補足である。テクノエイド協会で発表している資料によると、多摩市にも認定補聴器技能者はおられるが、常駐する店舗がないと把握している。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

小林委員 小林憲一である。4陳情第7号 加齢性難聴の補聴器購入や調整に市の補助を求める陳情について採択すべきものとの立場で意見を申し上げる。

加齢性難聴が認知症の発症と進行にとって促進要因の一つとなっていると広く指摘されている。高齢になって耳が遠い聞こえにくいという状態が放置されていけば、社会生活を営むに当たって大きな障害となるのは間違いない。そのことは精神生活にも大きな影響を与え、幸せ感を得にくい状況にもなる。多摩市が力を入れている健幸まちづくり事業にとっても課題となっている。健幸まちづくりの推進という観点からも、まずは加齢性難聴者に対して補聴器の利用を勧め、その中で経済的な事情で購入がかなり困難という方に対してはそれを可能にする補助制度を創設すべきだと考える。以上で討論を終わる。

あらたに委員 4陳情7号 加齢性難聴の補聴器購入や調整に市の補助を求める陳情について、趣旨採択の立場で意見を述べさせていただきます。

私の父もかなり難聴で家族としてもコミュニケーション上困るようなことも多々あり、こういった補助を一日も早く確立していただきたいという思いは重々あるが、先ほど質疑の中で、補聴器については訪問販売であったり通信販売で買われて後々トラブルになっているというようなことも国民生活センターからの報告で上がっているの、作る段階からしっかりと専門医との協力も必要であるし、そのアフターの調整等についてもそういった専門の方の技術力をお借りすることが公的な金を導入してやっていく上では絶対必要条件だと思っているが、今ただの補助制度を確立して買うことができない人に支給せよという形で進めてしまうと、そういったところもおろそかになってしまったり、そういう人たちの協力が得られるか得られないかわからない段階で議会としてやれというのも少し無責任かというところもあるので、気持ちは重々わかっているし、ぜひ進めていただきたい案件である。

ただ、その専門家の協力なくしてこの制度は成り立たないと私は思っているの、その協力が得られるように市としてはしっかり努力をしていただきたいとお願いして、本陳情については趣旨採択とさせていただきます。

しらた委員 4陳情第7号 加齢性難聴の補聴器購入や調整に市の補助を求める陳情に対して、フェアな市政を代表して趣旨採択とする。

質疑にもあったように、環境がまだ不十分、また制度設計もまだしっか

りできていないということを考えると、多摩市では大変早く高齢化率が高くなっていることも含めると、一日でも早く調査研究をしていただいて、大変高いものであるので、その辺は、私も同じく父が難聴で補聴器を買った。自転車乗ったり散歩行ったりして落としてきてしまって、幾ら探してもないわけである。1つ買って数十万円したものをまた2つ目買ったらもう耳に穴を開けてくれというぐらい、大切に使って調整をしていかないと、本当に使い切るまでは時間がかかる。

そういう専門医・専門家の方々としっかりとコミュニケーションが取れて初めて家族や社会と交流もできていくかと思うので、今回は徐々に徐々に高齢化率が高くなっていく多摩市で、急いでやらなくては行けないが、調整や環境整備をしっかりできるような状況にしてしていただきたいと思い、趣旨採択とする。

しのづか委員 4陳情第7号 加齢性難聴の補聴器購入や調整に市の補助を求める陳情について、壮士の会として趣旨採択の立場で意見を申し上げる。

先ほど来の質疑のやり取りを聞いていても、市側としても必要性を認識していることがわかった。今後、高齢者実態調査などを通して第9期多摩市高齢者保健福祉計画の中で検討していくということであるので、この陳情項目では、購入、調整、そして購入が困難な人には補聴器の支給という全ての条件が書かれているが、こういった制度設計にするのかも含めてきちんと慎重に検討して、市側も必要性を認識しているわけであるから、その辺を進めていただきたいということを申し上げて、本陳情に対しては趣旨採択にしたいと思う。

山崎委員 4陳情第7号 加齢性難聴の補聴器購入や調整に市の補助を求める陳情について、趣旨採択の立場で意見を言う。

高齢者の加齢による難聴は、コミュニケーションに大きな影響を与え、その結果フレイルの状態になるなどの要素を含んでいて、大変重要な問題と受け止めている。こういった問題の解決に当たり、まずはどのぐらいの需要があるか、どのような要望があるか、そういった実態調査を行って問題解決に一番適する方法を調査する必要があると思う。

また、補聴器は、使用継続をしないケースも多いということで、アフタ

一ケアの問題も含めて実効性の高い制度設計を慎重に検討しなければ市民の利便性につながらないと思う。市においてまずは実態調査を行うということであるので、まずその調査結果を見た上で、どのような支援が有効か具体的な検討を行うことがよろしいかと思う。よって本陳情に対しては趣旨採択の意見・討論とする。

板橋委員 板橋茂である。4陳情第7号 加齢性難聴の補聴器購入や調整に市の補助を求める陳情について、採択の立場から討論する。

ヨーロッパの多くの国では、補聴器購入の公的補助制度があるため、個人負担がないか、少ない負担となっている。日本では国の公的補助の対象は、障害者手帳のある高齢重度難聴者に限られている。今各地で中等度難聴者を含む加齢性難聴者を対象にした独自の補助制度を持つ自治体もふえてきている。高齢化社会の中で、人生100年などとも言われたりしている。

特に多摩市は一気に高齢化を迎える町である。多くの多摩市民の幸せを考えたとき、聞こえの問題から人との関わりを避け、引きこもりになるような人がふえるまちなしてはならない。そのためにも加齢性難聴者への補聴器の補助は必須の課題ではないだろうか。その点からも一日も早い補聴器補助を求めて、陳情への採択討論とする。

きりき委員長 これをもって討論を終了する。ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が2名、趣旨採択すべきものという意見が4名である。趣旨採択すべきものという意見が過半数に達している。よって本件は趣旨採択すべきものと決した。

ただいま趣旨採択すべきものとした陳情であるが、この処理方法について協議したいと思う。

この際暫時休憩する。

午前10時54分 休憩

午前10時55分 再開

きりき委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

先ほど趣旨採択すべきものとした陳情については、皆様のご意見を踏

まえ、執行機関に送付したいと思う。

きりき委員長 日程第2、行政視察についてを議題とする。本件について本委員会の所管事務事項に資するため、委員会として先進地の視察を行いたいと思う。よって委員の派遣について議長に申し出をしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 ご異議なしと認める。それでは、お手元に配付した委員派遣承認要求書(案)のとおり、委員の派遣について、日時は10月12日午前10時から、場所は立川市役所、目的は2年間のテーマに位置づけている多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例についての議論を進めるに当たり、障がい者差別解消条例の施行先進自治体を視察し、議論の参考とするためである。経費は約8,500円。以上の内容で実施することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 ご異議なしと認める。では、この内容で実施することに決定した。日程第3、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。本件は別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。この際暫時休憩する。

午前10時57分 休憩

(協 議 会)

きりき委員長 ここで協議会に切り替える。

では、1、第3次多摩市食育推進計画の延長について、市側の説明を求めらる。

金森健康推進課長 第3次多摩市食育推進計画の延長についてご報告させていただきたいと思う。現在第3次多摩市食育推進計画は平成30年から令和4年度まで、計画を実施中である。この計画であるが、もう1年間延長させていただきたいということでのご報告になる。

計画の趣旨と経過のところをご覧ください。今第3次になる。1回目が平成20年5月、第2次が平成25年8月、第3次が平成30年3月、平成30年度から令和4年度までの計画となっていた。

計画延長の理由であるが、現在コロナ禍で新しい日常において「共食」を行う活動が大きく制限された現状がある。各関係機関の食育の活動の多くが中止や縮小を余儀なくされた。かなり工夫していろいろ実施はしたところはあるが、こうした状況において第3次計画を総括し、取り組みの問題点や課題を次計画に生かすことがまず困難であると判断した。また、コロナ禍において国や東京都においては感染症拡大に伴う国民や都民の食に関する意識等の調査が少なく、意識や行動変容がなかなか把握しにくい状況があったので、計画延長とさせていただきたいと思っている。

内部決定としては、7月に健康福祉推進本部及び8月に経営会議に付議、承認を得ている。

今後第4次計画策定までのスケジュールであるが、今年度予算を取らせていただいていた食育推進計画策定支援業務委託料があるので、小・中学校のアンケート、あと成人の方のアンケートについては実施する予定にしている。今回報告させていただいた後、10月に小・中学校のアンケート調査、11月にアンケート集計及び結果分析を実施させていただき、2月に食育ネットワーク推進連絡協議会を開催し、経営会議にかけさせていただく。また、3月には健康福祉常任委員会にこのアンケートの結果、第4次策定についての報告をさせていただき、来年度5月、8月と策定委員会を開催して健康福祉推進本部で素案決定をさせていただき、12月に健康福祉常任委員会にご報告させていただいてパブリックコメントを実施したいと思っている。令和6年1月に再度そういったパブリックコメント等で報告をいただいたものを検討させていただき、食育ネットワーク推進連絡協議会にもう一度かけさせていただいて、健康福祉推進本部、経営会議を経て第4次計画を決定させていただき、3月にまた健康福祉常任委員会で報告をさせていただきたいと思っている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しらた委員 今回意識調査等の結果が少ないということで、約1年延ばすことによ

て調査がふえるというか、十分な調査が取れるという見込みで、1年でよいのか。

金森健康推進課長 今ご指摘いただいたように市内のアンケートも取らせていただくし、あと本来毎年国民健康栄養調査というのが実施されていたが、令和2年、3年は実施されてない。今年度実施されると聞いているので、そういったものが生かせればとは思っている。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

2番、健康推進課における新型コロナウイルス感染症対応等について、市側の説明を求める。

金森健康推進課長 健康推進課における新型コロナウイルス感染症対応等についてということのご報告になる。

まず1点目、多摩市独自のPCR検査についてである。こちらのほうは施設等で感染者が発生した際に、濃厚接触者に特定されなかったが何らかの接触があった方のうち、市が必要性を判断し、また検査を希望される方を対象として実施させていただいている。これ以外にも各種事業を実施する中で市が感染拡大を防ぐために必要と判断した場合は実施するという制度になっている。こちらの2番に検査実績を書かせていただいている。令和3年度は合計925件45施設であった。令和4年度に関しては8月26日現在となるが、施設でのPCR検査が61件12施設となっている。

2番目、自宅療養者対象の物資支援である。こちらは、新型コロナウイルス感染症陽性の自宅療養者、その同居者を対象に、東京都の物資が届くまでの支援ということで3日分程度の物資を届けることを実施している。第6波、第7波で若干内容を見直しているが、今は食料品9食分程度を配送させていただいている。食糧支援が東京都のうちさば東京などで滞りなく発送が行われた令和4年6月3日一旦休止をしたが、第7波の感染拡大で7月27日から再開をさせていただいている。配送実績である。令和4年度分であるが、6月3日までは347世帯、食料品が947人分、日用品323人分、生理用品2人分ということだった。7月27日～8月26

日、第7波で開始をしてからであるが、配送世帯数は、最新でいくと9月12日までのデータがある。9月12日までで976世帯、食料品が1,479人分という形になっている。こちらは徐々に落ち着いてきているところがあるが、現在まだ継続をさせていただいている。この物資支援については、保健所からの依頼というところもある。ほぼ毎週保健所と管轄の3市、あと医師会とのウェブでの会議を実施している。そこを通じてまた必要性等を検討していくことになっている。

次に、3番目、新型コロナ電話相談についてである。こちらについては、1月26日から8月26日現在までのデータを書かせていただいている。概要は、こちらにあるようにご自宅での療養、濃厚接触に関すること、保健所へ連絡をしてもつながらないコロナに関する相談に保健所と連携しながら、保健師・看護師が対応させていただいている。こちらの相談実績であるが、令和4年度8月26日までは2,988件、9月12日までが3,204件となっている。徐々に感染者の減少に伴って、電話相談も少しずつ落ち着いてきている状況にある。一番最高は7月25日139件1日にお電話があったというのが最高となっている。最近は1日平均大体2件、9月に入っては23件程度という形になってきている。

4点目、新型コロナウイルス感染症病床確保のための定員支援事業となる。こちらは市内2病院、コロナ患者を預かっておられる日本医科大学多摩永山病院、多摩南部地域病院やその他の市外の近隣病院の感染症患者受け入れ病床の維持を図ることが目的となっていて、感染症病床に入院中の患者のうち厚生労働省が定める感染症患者の退院基準は満たすが、新型コロナウイルス感染症によらない事由により引き続き入院加療を要する者を定員により受け入れる市内医療機関を支援するところになっている。できるだけ市内で入院をしていただきたいというところもある。本事業であるが、令和3年度で一旦終了したが、コロナ第7波による感染症拡大のために8月1日より再開をさせていただいている。現在まだ令和4年度実績は上がってきていないが、令和3年度は23人、市内2病院からの転院が18人、市外病院からの転院が5人おられたところになる。受け入れ病院は協定書を締結させていただいている病院が市内に2病院あ

る。

4点目になる。新型コロナウイルス感染症の予防接種証明書についてである。こちらは令和3年7月26日から開始させていただいている。令和3年12月20日からデジタル化に合わせ、紙版の証明書は日本国内用と海外用の2種類となっている。対象については、こちらに書いてあるとおりになる。申請状況、令和3年度で海外用、国内用が1,285件、令和4年度は8月26日までのデータであるが海外用が1,001件、国内用が112件となっている。なお、郵送でもこちらは受け付けているが、郵送が大体28%、窓口が70%というような状況となっている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しらた委員 2番の自宅療養者対象物資支援のところであるが、これは多摩市内の病院にかかったコロナ感染者でないといけないのか。

金森健康推進課長 基本的に多摩市の方を対象としているが、医療機関は多摩市内に限らずいずれの病院で診断を受けても大丈夫である。したがって、新型コロナウイルス感染症に感染したという診断がつけばご利用いただける制度になっている。

しらた委員 私、自分のところの例を言うと、家内が感染者になった。それで、多摩市の新型コロナ電話相談に電話したが、何も対応というか解決ができなかった。多摩市では感染者をどのようにチェックしているのか。地方の病院で診てもらった場合は、地方から多摩市の住民だという何か連絡が来るのか。

金森健康推進課長 この物資支援については、プッシュ型ではなく申請式になっている。例えば多摩市の医療機関にかかった方については、市内の医療機関でチラシをお渡しいただくようお願いしている。あと感染して陽性者となった場合、保健所に登録される。そうするとショートメールメッセージが届くかと思う。そのメッセージの中に、南多摩保健所であるから稲城市、多摩市、日野市の3市を管轄しているが、それぞれ若干制度が違うので、それぞれのホームページを見てほしいというような形で、そういう支援があるというご案内を保健所のショートメールに載せていただいているかと思う。

しらた委員 陽性者に来るはずのHER-SYSが、陽性者でも感染者でもなくただ

濃厚接触者である私のところに来たのであるが、陽性者には来ない。それで、どうしてなのかと新型コロナ電話相談のほうに電話したが、保健所に電話してほしいとのことだった。普通は陽性者に来るわけである。

金森健康推進課長 普通は陽性者として登録された方の電話番号にショートメールが届くはずになっている。したがって、そのときに連絡先として登録された電話番号が奥様のものでなく委員の電話だったら、委員の電話番号にショートメールが届く形になっているかもしれない。先ほどの電話相談をしたのにつながらなかったというところでは、こちらでもう一度、その辺りをしっかり確認したいと思う。保健所につながっていない、保健所から連絡が来ないという場合には、こちらから保健所にもう一度連絡するなりしてつなぐような体制を取っているはずであるから、そちらについてはもう一度確認をとりたいと思う。申しわけなかった。

しらた委員 その辺、電話番号は家内も書いて登録したのであるが、何か手違いがあったのか。私のところには、今どこで何をしているのか、登録しないと皆様に迷惑をかけるというようなことをいろいろごちゃごちゃごちゃごちゃ書いてあるものが来た。だから、その辺、陽性の方にしっかりと行くように、何かいろいろ手違いがあるのかもしれないが、そういうときの連絡ができる場所がないと、結局私のところは物資支援は何もなかった状況で10日間は過ぎた。その間に父親が熱が出たということでまた相談したが、最悪は救急車を呼んでほしいという答えで終わった。そういうことが自宅療養者のつらいところだったのかという感じがしたので、ぜひとももう少し患者というか陽性者のことも気にしていただければ助かると思うので、よろしく願います。

小林委員 多摩市独自のPCR検査について伺いたいが、この数字を見ると2021年度に比べて2022年度が感染者数はぐっとふえている。にもかかわらず1年ベースで考えても2022年度のほうがぐっと少ないことになるわけである、この背景にはどういうことが考えられるのか。施設内感染ではなく市中感染あるいは家庭内感染がぐっとふえている感じもするが、その辺はどのように捉えているのか。

金森健康推進課長 今ご指摘いただいたように、昨年度と比べると今年度実績数としては

少なくなっている。もちろん、施設等には各所管からしっかり周知してもらっているところになるが、今回第7波については、特にオミクロン株の特性もあるかと思う。非常に感染スピードが速かった、周りに感染させるのが早かったというところがある。この検査をする場合、申込みをして、検査をして、検査の結果を待つのに3日程度かかるので、なかなか施設側が求めるものと合わなかったのかもしれないと思う。オミクロン株のスピード感とこの検査が今回はマッチしなかった部分もあるのではないかと考えている。ただ、必要な方には実施するというご案内をさせていただいているので、今後も周知していきたいと思っている。

小林委員　　今のご説明では、感染するのがかなり早かったので申し込みが少なかったのではないかと考えているが、そうすると市側の対応として、その感染力の早さに対応してきちんと必要な検査ができるよう何かシステムの改善等は考えられないのか。

金森健康推進課長　この検査であるが、一応無症状の方を対象としている。先ほどお話ししたように感染スピードが速いということは、有症状の方がふえてくるとその方は医療機関にかかることになるかと思う。この制度、例えばPCR検査については、抗原検査よりはかなり精度が高いところがある。PCR検査を使うとなると、いろいろな業者があるのでそういったところにも当たっているが、やはり二、三日かかってしまうところが現実としてある。抗原検査という方法もあるが、個人検査キットについてはかなり品薄の状況もあったので、市が何か購入するよりは医療機関等必要なところにしっかりと回したほうがよいであろうということで、この仕組み自体を第7波に合わせて変更するのは少し難しかったかと思っている。

きりき委員長　　ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

きりき委員長　　質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

3番、新型コロナワクチン接種について、市側の説明を求める。

金森健康推進課長　新型コロナワクチン接種の状況である。資料は3部ある。

まず新型コロナワクチン接種の状況になる。こちら9月12日時点の接種状況となる。まず1枚目にあるのが、まず一番上、1・2回目の接種の

状況となっている。65歳以上の方は2回目接種率が94.5%までである。対象となっている12歳以上については、2回目接種者数が11万9,603人の88.7%の方が接種されている。続いて3回目接種を終えられている方である。こちら65歳以上の方は、中段3つ目にある市の接種率91.3%となる。国・都と比べても高いデータとなっている。また、12歳以上についても74.7%の方が接種されている。こちらも国・都と比べても高い値になっている。続いて4回目接種である。こちらのほうは60歳以上と基礎疾患の方が対象だったが、対象人口60歳以上で見ると市の4回目接種率は78.4%まで上がってきている。こちらも国・都と比べて高いデータという形で接種率が上がってきているところである。続いて小児接種である。こちらは5歳～11歳の方が対象となる。こちらの2回目の接種率は22%となっており、こちらは20%から伸びが少ない状況が続いている。

続いて2枚目の接種状況の年代別になる。1・2回目をさらに細かく年代別で見た表になる。こちらは65歳以上は94.5%となっており、50歳以上の方たちは90%いっているが、20・30・40歳代が80%、それ以下は73.8%という状況になっている。3回目接種率についても、こちらは65歳以上の方が91.3%あるが、若い方の接種がなかなか進んでいない状況がある。30歳代、40歳代までは60%、50歳を過ぎると80%を超えてきているが、12～19歳、20歳代は44.4%、55.5%という形になっている。続いて4回目接種である。こちらも年齢別に60～64歳と65歳以上で比べると、65歳以上の方は80.2%が受けている。60～64歳の方は66.2%と少し下がっており、年齢が高い方のほうが接種を受けていただいているような状況になっている。

続いて資料2になる。こちらは9月6日に国の厚生労働省の説明会があった。ここで新型コロナワクチンの3回目接種、5歳から11歳のお子様についても接種ができるようになったことと、併せて小児接種について努力義務が適用されることとなった。この資料については、その対象の方約2,000人となるが、その方へ郵送させていただくご案内文である。この対象というのは、先ほど1枚目の資料にあった5歳から11歳の方の中で

既に2回目を接種してから5か月以上たっている方で、令和4年4月30日までに2回目を接種した5歳から11歳の方である。また、接種するワクチンについてであるが、こちらは今新しいワクチンも出てきているが、お子様については従来どおりのファイザー社の小児用ワクチンとなっている。このお子様たちの接種会場であるが、今までも集団接種会場で実施をさせていただいていた。今回もこちらの表にあるように9月から準備をさせていただいており、24日、25日、29日、30日の4日間、各日300人分は確保させていただいて、1,200人の方が受けられる体制を確保している。また、10月以降についても5歳から11歳の方の3回目接種も実施する予定となっている。詳細は、たま広報、市公式ホームページ等に掲載させていただくことになっている。

裏面になる。集団接種会場であるが、現在多摩センター会場のみで実施している。ペペリビルの5階という形になる。予約方法については、今回コールセンター電話予約のみという形になっている。

続いて資料3になる。こちらが今報道等でも話題となっているオミクロン株対応ワクチン接種の実施についてで、現状況、9月6日に開催された国の自治体説明会での情報に基づく実施計画となる。昨日9月12日に厚生労働省の薬事・食品衛生審議会医薬品第二部会で新しいオミクロン株対応ワクチンの特例承認を受けたが、厚生科学審議会や自治体説明会が今週9月16日にある。そこで正式に市に来るので、現在は9月6日に開催された国の自治体説明会での情報に基づく計画となっている。今回は重症化はもとより感染症予防や発症予防を目的に接種することになっている。対象者については、初回接種を完了した12歳以上の市民となっている。約12万人が今回対象となってくる。接種可能時期であるが、初回接種、1・2回目接種または追加3・4回目接種から5か月以上経過された方という形になっている。これも想定ということで、昨日もそのようなお話があったが、まだ正式なものが来ていないので、想定という形で書かせていただいている。接種期間についても、現在予防接種法を改正することになっており、令和5年3月31日まで延びるであろうという想定の下、令和4年9月26日から令和5年3月31日までを想定させていただいて計画して

いる。

なお、当初10月半ばにこのオミクロン株対応ワクチンが接種できるように準備するよという国の通知もあったが、どんどん前倒しが今出てきており、9月中にでも新しいワクチンに切り替えて接種するよというような報告が来ている。そういったことも受け、多摩市においては9月下旬から新しいワクチンに切り替えて接種を行う予定で準備を進めている。集団接種会場は3カ所また予定しており、市内主要3駅の近くで場所を確保させていただいて実施する予定になっているが、個別接種もまた実施されることになっている。こちらは10月以降開始予定で現在医師会等と調整を始めるところとなっている。使用ワクチンについては、今一応2価ワクチンという形になっており、ファイザー社、モデルナ社それぞれあるが、従来株とBA.1型の株の入ったオミクロン株対応2価ワクチンを使用する予定となっている。また、先ほどお話しした約12万人の方であるが、対象の方には9月下旬以降順次新しいオミクロン株対応の接種券を発送させていただく予定である。

最後に、接種概要をまとめて書いている。まだ1・2回目を打っておられない方については、今後も継続実施させていただくが、この方たちについては従来ワクチンを使用するよよということを出ているので、こちらの継続実施と併せて1・2回目のワクチン接種も継続して実施する予定にしている。3回目、4回目については、3回目未接種者の12歳以上、4回目未接種者の60歳以上の方については従来の接種券で、9月26日から予約を取っていただいている方については早めにオミクロン株対応ワクチンに切り替えていきたいと思っている。10月以降については、3回目完了後5か月経過した方、4回目完了後5か月経過した方については、オミクロン株対応ワクチン用の接種券を送らせていただくので、そちらのほうで接種していただくことにしたいと思っている。

最後に、ここには書いていないが予算についてであるが、6月の4回目接種開始と同様に9月下旬、10月から開始準備をするよよとなっているので、接種券の発送に関わる封入・封緘やシステム改修は予備費を使わせていただき、それ以外については9月28日追加補正でまた予算審議を

お願いしたいと思っている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

4番、多摩市母子保健・児童福祉一体的相談支援体制再編検討委員会の設置について、市側の説明を求める。

金森健康推進課長 多摩市母子保健・児童福祉一体的相談支援体制再編検討委員会の設置についてご報告をさせていただきたいと思う。こちらの名称を多摩市母子保健・児童福祉一体的相談体制再編検討委員会とさせていただいた。

構成メンバーは、PT概要のところにあるように、子ども青少年部子育て支援課子ども家庭支援担当主査及び子ども家庭支援センター長、子ども家庭支援センター担当主査、健康福祉部健康推進課長、健康福祉部健康推進担当主査2名という形になっている。なお、要綱によって委員長を子ども家庭支援センター長とさせていただき、必要に応じて委員以外の関係者に出席を求めることができることとさせていただいている。期間については、令和4年8月から令和7年3月31日までとさせていただいており、月1回程度を予定させていただく。

3番目にある概要についてである。今回子育て家庭を包括的に支援する体制の構築をということで厚生労働省から通知等が出ている。まず最初に今年度の7月11日に児童福祉母子保健における児童福祉法等改正法についての説明会の開催。こちら児童福祉部の所管に来た。内容については、児童虐待防止のための対策を講じたが、重篤な死亡事例も後を絶たない。児童虐待相談件数もなかなか減らないというところがある。こういった子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化すること、児童の権利擁護を図られた持続施策を推進するということで要保護児童等への包括的計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化という説明が出ている。こちらについては、児童福祉法等の一部を改正する法律が令和4年6月8日に成立しており、その内容の一つという形

になっている。

こういった国の動きも受けて、現在健康推進課の母子保健のほうの子育て世代包括支援センターと言ってポピュレーションを中心に実施してきたもの、あと子ども家庭支援センター児童福祉分野が要保護児童対策地域協議会を中心にハイリスクを主に実施してきたが、そういったところの連携体制、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへの一体的相談支援を行う機能を有する機関の設置が今回求められるので、そういったときにどのような形で相談体制等を見直すことが必要かということで、今回、PTをつくらせていただいたところである。あくまでも全てを一つにするというわけではなく、おのおのの機能は十分生かした上での相談体制となっているので、具体的なところは本当にこれからというところになる。視察等も含めながら検討をしていきたいと思っている。

説明は以上である。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

5番、国民健康保険及び後期高齢者医療保険における新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支給及び国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免状況について、市側の説明を求める。

松下保険年金課長 それでは、令和4年度の国民健康保険及び後期高齢者医療保険における新型コロナウイルス感染症の影響による傷病手当金の支給及び国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免状況について、令和4年8月26日現在の状況をご報告させていただく。

まず新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給については、国民健康保険分として申請件数が13件、支給決定件数が13件となっている。後期高齢者医療保険についてはまだ申請がない。

続いて、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の減免状況について。まず国民健康保険税の令和3年度相当分、過年度分については、申請が2件、決定件数が1件、現在処理中が1件となっている。令和4年度現年度分については、申請件数が48件、減免決定件数が24件、不承認が4件、

現在処理中が20件となっている。後期高齢者医療保険料については、令和3年度相当分として申請1件、決定件数が1件、令和4年度分として申請4件、減免決定件数が2件、処理中が2件となっている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

6番、令和3年度後期高齢者医療歯科健康診査事業の実施結果について、市側の説明を求める。

松下保険年金課長 それでは、令和3年度の後期高齢者医療歯科健診事業の実施結果についてご報告をさせていただきます。

まずこちらの事業であるが、令和2年度から実施させていただいている。対象としては、多摩市の後期高齢者医療保険被保険者のうち、当該年度に76歳、78歳、80歳、82歳、84歳、86歳を迎えられる方となっている。健診項目としては、まず問診、それから現在歯、咬合状況、口腔内衛生の状況などの口腔内健診、それからそしゃく能力、舌機能、嚥下機能などの口腔機能評価という形になっている。健診機関としては、多摩歯科医会に登録のある歯科医院で、令和3年度については44か所で実施させていただいている。

次に、令和3年度の実施結果について。大変申しわけない、資料が「令和2年度実施結果」となっているが、こちらを「令和3年度」に訂正させていただく。

まず受診者数等であるが、対象者数については8,760人、受診者数が1,125人、受診率としては12.84%、令和2年度の実績がこちら、対象者数が8,457人、受診者数が1,242人、受診率が14.69%で、令和2年度から比較して受診率としては1.85ポイントほど減となっている。こちらの受診率が下がった理由については、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと推察している。

次に、年齢別の受診者数であるが、78歳から80歳、82歳から84歳の区分でわずかに受診率に逆転現象があるものの、年齢とともに減少傾向となっている。

次に、受診結果であるが、問題なしとされた方が373名、33.2%、問題ありとされた方が752名、66.8%となっている。年齢別の受診結果でいくと、76歳の問題ありが67%と78歳、80歳を上回っている状況であるが、82歳を超えると問題ありが70%を超えてくるような形になっている。

健診後の接続先であるが、歯科診療を受けられた方が797名、70.8%、健康センターで実施されている摂食嚥下診療を5名の方が受診されている。多摩南部地域病院の摂食嚥下外来であるが、こちらはゼロ人という形になっている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員 受診率が12.84%で、そのうち7割の方に問題ありとなるわけである。受診されなかった方というのは歯の健康のことにあまり関心がないわけであるが、そうすると潜在的に問題があるという方の割合が8割～9割ぐらいに達することが推定される。そうするとこれはかなり悲惨な結果になるが、そういう受診されない方たちに対してどのようにアプローチをしていくのかについて、所管としてはどのように考えているのか。

松下保険年金課長 昨年度8,760名のうち受診された方が1,125名という形になっており、受診率としては12.84%である。ただ、この2年間でトータル2,400人弱の方にこちらの健診を受けていただいている。こちらは他市にない規模で受診していただいていると考えているが、委員が言われた受診率向上というところでは、所管課でも今年度については受診率の目標数値を上げさせていただいているので、まずこの制度を知っていただくということで、周知の方法に工夫をしていきたいと考えている。

小林委員 受診されない方の中でも、例えば全く歯医者に行かないという方は少ないのではないかと思う。だから、受診はしないが定期的に歯医者に通って口の中のことを診てもらっている人はかなりいるのではないかという気もするが、この方は歯医者に通っている、全く行っていないというようなことは、所管では統計的にわからないのか。

松下保険年金課長 こちらの後期高齢者医療の歯科健診事業の中で問診票を取らせていただいている、質問項目の中に年1回以上歯科医院に通院されているかとい

う質問をさせていただいているので、受診された方については大体何割程度定期的に受診されているか把握している。

小林委員 受診されない方が問題で、そういう意味で今度歯に関するいろいろ新しいこともやられるようであるが、そこにどうやってアプローチするかという対応をぜひとっていただきたいと思っている。

あらたに委員 対象が歯科医会に登録のある歯科医になってしまっていて、高齢の方から言われたのであるが、もう20年来通い詰めている歯医者があり、そこが歯科医会に入っていないとなるともう対象外になってしまう。今さら別の歯医者に行く気はないというような声もよく聞いているが、そこら辺どのように考えているか。

松下保険年金課長 私どもにもそのようなご意見をいただいている。ただ、この歯科健診については、口腔機能評価ということで基本的にはしゃく能力、舌機能、嚥下機能といったものを評価するような内容になっているので、実際かかりつけ医で受けられないという状況もあるが、実施していただいている歯科医院でこちらの受診をしていただき、その結果をかかりつけの先生にご相談していただきたいというようなご説明をさせていただいている。

あらたに委員 私の周りの方でも何人か一番近くの地元の商店街の歯科医会に入っていない歯医者にずっと通われていて、不公平を感じるというようなお声は聞いている。その患者さんにとってみれば、歯科医会に入っているか入っていないかは関係ない。そこは改めて考え直していただきたいということを要望しておく。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

7番、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、市側の説明を求める。

松崎福祉総務課長 それでは、資料7、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について報告させていただく。1番、令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、現在給付を進めさせていただいているところである。

資料の1ページ目の下に経過を書かせていただいているが、そちらをご覧願う。7月13日に市公式ホームページに掲載させていただき、7月13日から非課税世帯の確認書の発送や受け付け開始をさせていただいているところである。申請書は7月19日から28日にかけて発送しており、発送日によって若干締切りが異なっているが、申請書を発送してから3か月間の中で受け付けを行うという流れである。最初の支給に関しては、令和4年度に関しては8月4日から支給を開始させていただいているところである。

2ページ目ご覧願う。項目2番、令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の進捗状況である。非課税世帯確認書及び申請書の発送数としては、2,677世帯に発送させていただいている。これまで、8月26日現在であるが、家計急変世帯は7世帯からの申請を受けている。非課税世帯に関しては1,669世帯。現在支給を決定している世帯に関しては、家計急変世帯が4世帯、非課税世帯が1,296世帯となっているところである。

項目3番、令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の進捗状況である。こちらは昨年度から実施しているが、9月30日まで申請の受け付けを行っているところである。これまで非課税世帯確認書の発送数は1万5,869である。最終的に支給決定を行っている世帯としては、家計急変世帯が119世帯、非課税世帯は1万4,820世帯となっているところである。令和3年度に関しては9月30日締切りでもあるので、20日号のたま広報等に載せて周知しているところである。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

8番、『多摩市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金』他進捗状況について、市側の説明を求める。

松崎福祉総務課長 それでは、『多摩市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金』他進捗状況についてご報告させていただく。

まず1つ目、『多摩市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金』

の進捗状況についてである。こちらの制度は昨年7月から開始している。

(3)の経過の中で記させていただいているが、当初8月末までの予定だったものが11月末に延長となった。加えて、さらに令和4年3月末までの延長となり、今年度、令和4年度に入って3月末までであったものが、令和4年2月には令和4年6月末まで延長となった。今回8月末までさらに延長となっているところであるが、令和4年の8月に9月末まで延長ということが8月9日付で厚生労働省より通知のあったところであるが、ここでこの資料に記載が間に合わなかったところであるが、9月9日付で厚生労働省から通知が再度あり、12月末まで制度を延長するような状況になっている。したがって、引き続き申請の受け付けを進めていくような状況である。

2ページ目をご覧願う。こちらは予約件数等の状況である。資料は初回支給分、再支給分ということで表を分けさせていただいており、令和3年の数、令和4年の数を掲載させていただいている。支給済み件数ということで、令和3年に関しては142世帯の方に支給を行っているところである。再支給分に関しては、一度受けた方で改めてという世帯であるが、45世帯に再支給を令和3年度実施しているところである。令和4年に入り新たに申請を受け付けている状況であるが、8月25日時点で34世帯の方々から申請を受けている。再支給に関しては、50世帯の方々に支給の決定をしているところである。

3ページ目の(5)の支給決定件数の内訳、こちらは令和3年度の新規と再支給、年代別、男女別で資料を作成している。まず男女比であるが、世帯の生計の担い手は男性の方が多いというところで、状況としては男性の方の数が多くなっているところである。大体6割から7割が男性の申請者となっている。世代であるが、令和3年度は30代40代が比較的申請者数が多かったような状況である。そちらが新規の状況であるが、再支給に関しては若干年代が上がり、50代、60代、70代の数がふえているような状況である。令和4年度の新規申請者に関しては、令和3年度同様男性・女性世帯の割合を申請者の状況で考えると、やはり男性が6割7割を占めているような状況である。年代に関しては、20代、40代、50

代の申請が中心になっており、再支給になると同様に30代、40代、50代の世帯というような申請状況となっているところである。

続いて、4ページ目、しごと・くらしサポートステーションの相談状況である。(1)新規相談受け付け件数として、令和4年度は8月25日時点で98人の方からの相談を新たに受け付けているところである。

(2)に相談延べ件数を記載させていただいている。こちらは令和3年1月から令和4年8月までの延べ人数の数字を記載させていただいている。特徴としては、生活困窮に関するご相談が住居確保給付金のご相談より多くなってきているような状況である。ただ、相談の総件数に関しては、令和2年よりも令和3年の数字が小さくなり、令和3年から令和4年は、相談件数の件数としては数字が小さくなってきているような状況である。

ここで、1点、資料の数字に誤りがあったので訂正をさせていただく。

(2)の相談延べ件数で、米印の欄が一番右側にある。こちらは生活保護世帯につないだという件数である。一番下の総数33という数字を誤って記載していて、こちら表の中で合計すると45という数字になる。大変申しわけなかった。45に訂正のほどよろしく願います。

資料5ページ目、(3)の月ごとの内容別新規相談件数であるが、相談件数で一番多いものは、やはり収入や生活費に関する事、次いで家賃やローンの支払いのこととなっている。あと仕事探しや就職についてといった内容が相談の多くを占めているような状況である。

続いて、6ページをご覧ください。こちらは住居確保給付金の申請数になる。令和3年4月から令和4年7月までの受け付け申請者数の延べということで、75の世帯から申請を受けているところである。令和4年に関しては、申請の決定としては、4月から今までにわたったが、12という数字になっている。

続いて、7ページ目、支給決定件数の内訳である。こちらの住居確保給付金に関しても、世代別、男女別で、表のほうを作成させていただいた。こちら先ほどの自立支援金と同様に、生計の担い手の方は男性の方が多いというところがあり、男性の方約7割、女性の方は3割というような申請割合になっている。

世代として多いのが30代の世帯、そして20代、40代というような世帯が、住居確保給付金の申請が全体の中で多くなっているというような状況である。こちらについては、令和4年度に関しても状況としては大きく変わっていないところである。

最後に、多摩市社会福祉協議会の相談状況について、参考として添付させていただいている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員 今の資料の一番最後の社会福祉協議会のことで、特例貸付けで、貸し付け延長とそれから再貸し付けということも含めると、かなりの額の貸し付けを受けている方がおられると思う。それで一般質問でも少し伺ったが、このうちで住民税非課税の方は、返済免除ということになるが、そうでない方は返済が迫られる。それが来年の1月から始まるということで、どれくらいの方が返済をすることになるのかを、それそのものは今月中旬か下旬にならないとわからないということだったが、それをぜひわかった時点で議会側にも教えていただきたいということで申し上げたが、例えば10月～11月にわかった時点で、どのようにして議会側に情報というか、例えば各課の情報提供はこのタブレットにもあるが、そんな形になるのか。その辺を教えてもらいたい。

松崎福祉総務課長 ご質問いただいた償還免除の状況のご報告であるが、報告の仕方、そちらは申しわけない、やり方を少し検討させていただきたい。お時間を頂ければと思う。

あと免除対象者の方であるが、基本的には借り受け人と世帯主が住民税非課税、均等割や所得割がいずれも非課税の場合であれば返済の免除の対象となるという内容になっている。ただ、その対象の方以外に、判定年度以降に借り受け人の方や世帯主が非課税世帯となった場合、残債が一括免除になる、あと返済中に借り受け人の方がお亡くなりになったり、失踪宣言されたりした場合や、精神保健福祉手帳1級の方や、身体障害者手帳1・2級の交付を受けた場合、全部または一部返済が免除をされるというような要件もあるので、こういったことも社会福祉協議会と協力して皆様に周知はしっかりしていきたいと思っている。

小林委員 この特例貸し付けを、貸し付け延長や再貸し付けということで借り切った方でないと、先ほど言った生活困窮者自立支援金の支給対象にならないということがあって、そういう意味では本当に深刻な事態が予想されるので、ぜひ、その情報については、きちんと議会にも報告をお願いしたい。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際協議会を暫時休憩する。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

きりき委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

9番、多摩市しごと・くらしサポートステーション移転進捗状況について、市側の説明を求める。

松崎福祉総務課長 それでは9番、多摩市しごと・くらしサポートステーション移転進捗状況についてご報告する。

項目1番、移転の概要。(1) 移転先については、ベルブ永山2階、マイナンバーカードセンターの隣となる。(2) 経過、スケジュール。表をご覧ください。現在契約も済み、工事に着工しているところである。9月に入り、市公式ホームページで移転の告知を開始し、利用者に向けて移転告知のチラシの配布を開始しているところである。9月20日号のたま広報にて移転の告知をさせていただく。そのほか、公式ラインやツイッターにて周知、そして施設内に周知告知のポスター等の掲示を進めていく。9月30日に移転工事に関して完了の予定である。10月3日～7日に、今現在4階にあるしごと・くらしサポートステーションで移転が可能なものと、あと新規購入物品等の移転先への搬入を進めていく。ベルブ4階にての通常の開所は10月8日、土曜日まで、通常どおり業務は6時まで開所する予定である。10月9日、日曜日に引っ越し業者による移転作業を実施する。ベルブ永山の2階にての通常開所については10月11日、火曜日からとなる。こちらについては、利用者向けに移転後の案内チラシを配布したり、

登録済み来所者への郵送等を行っていくところである。状況として、しごと・くらしサポートステーションに関しては、今回の移転に伴う閉所日はなしということで通常通りの開所をし、日曜日に移転して、また予定どおり移転先にての開所となる。開所日時については移転後も変更なしで、月曜日から金曜日は9時から18時、土曜日に関しては9時から17時、日曜・祝日・年末年始は休みというような状況である。

2ページ目をご覧願う。2番目、移転後の室内の状況である。こちらは補正時にお認めいただいた際にもご説明させていただいたが、移転に関して、作業室、個室ブース、会議室、執務室、倉庫、相談室といった施設を整備していく予定である。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

10番、令和3年度生活保護費返還金の状況について、市側の説明を求める。

松田生活福祉課長 それでは、10番目である。生活保護費返還金については、適正な債権管理を行うよう努めているところである。例年9月議会でご報告をさせていただいているが、令和3年度における生活保護費返還金の状況について報告をさせていただく。

まず1番の表である。上から4番目、令和2年度以前未済繰越額、こちらが1,710件の約3億4,310万円であった。令和3年度であるが、調定ベースで678件、約8,940万円。返還いただいた件数が441件の約3,250万円である。未済繰越額が、令和3年度で409件、約5,540万円となっており、令和4年度には約3億9,860万円を繰り越したような状況である。

内訳については2番目であるが、その詳細が2ページ以降に書いている。まず63条の返還金である。63条返還金と申すのは、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合、その資力が具現化されたときに立て替えていた生活保護費を返還していただくというものである。例えばということで年金受給権が書いてあるが、年金受給権という資力があるものの裁定請求

手続中等で支給が始まっていないが急迫のため生活保護を受給したという場合、当該年金が現金化されたときに支給した保護費の範囲内の額を返還していただくというものである。

その下の表には、年金の遡及受給が一番多くて54件の約3,000万円、返還いただいたのが約1,800万円で、大体6割ぐらいの金額をお返しいただいているところである。そのほか、生命保険の解約返戻金、資産売却というようなものを合わせて令和3年度は289件の約5,840万円であった。大体半分ぐらいお返しいただいているような状況である。

その下に参考として過去5年間の比較があるが、令和3年度は例年と比べて特に多くもなく、少なくもないというところであった。

続いて3ページ、78条徴収金、これは不正受給である。表にもあるように、稼働収入が未申告、過少申告のものが昨年度は30件あり、発生した債権が約1,640万円で、こちらはなかなか返還が難しく、2.2%ぐらいしか返していただけていないという状況である。これが多いのか少ないのかと申すと、過去5か年に比較しても多過ぎもせず少な過ぎもせず、例年どおりの状況であった。

(3)の歳出戻入については割愛をさせていただく。

続いて4ページ、不納欠損の状況である。不納欠損は、時効の成立、相続放棄というような状況のところである。上から1番目の督促や催告に全く応じず5年間が経過した、相続意思確認中に消滅時効が成立したというものが合わせて74%と大半になっている。令和3年度は、その下の表の一番下であるが、142件の不納欠損があり、約2,330万円という不納欠損を行っている。

最後に、生活福祉課による対応である。債権管理の実務マニュアルに基づく適正な債権管理、(2)の返還金等発生の予防、(3)の定期的な督促・催告を行っている。また、債務者との納付交渉、死亡債務者の相続調査の実施、居所不明人の所在調査の実施といったことを行っているところである。一方で、生活保護費の債権という性質上資力がない債務者が多く、生活に支障がない範囲での納付指導となるため、なかなか完納に至らないケースが多いのが現状である。しかしながら、定期的に督促状等を送付す

ることでそれまで応答のなかった債務者が一括で返納する場合もあるため、継続的な事務を行う効果も感じているところである。引き続き適正な債権管理に努めていく。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員 63条の返還金と78条の徴収金とでは返還率に大きな違いがある。特に78条の徴収金については非常に返還率が低く、ご説明では大体例年度並みということでお話があったが、それは不納欠損の額にも反映されると思う。こういう違いが出ていることについて所管としてはどのように考えているのか。

松田生活福祉課長 63条の返還金の場合は、説明したとおり年金の遡及受給が多くあり、資力がまとまって出てくるので、そこで一括して返してほしいという指導がしやすい。現実には物があるから、そういった状況がある。一方で、78条は不正受給であるので、あまり望ましいことではないが、申告する義務があるにもかかわらず申告をしないで陰で働いていたような方々が残念ながら一定数おられる。そういった方々にもう消費してしまった保護費を返してほしいと言っても、現実的に一括で返すのは難しい。一方で、納付指導などを行っているので、4番の生活福祉課における対応の(4)のところにも書いたが、単身者であれば5,000円、複数世帯であれば1万円という額をめどに、地道ながら返していただいているような状況である。

小林委員 数年以上前のことになると思うが、78条に関してだったと思うが、いわゆる事務懈怠で徴収するということがあったと思う。63条にしても78条にしても、担当の事務手続の遅滞からその返還金や徴収金が発生しているようなことは現状ではないと考えてよろしいか。

松田生活福祉課長 過去に事務懈怠によって残念ながら返還金が生じてしまった被保護者の方はおられる。こちらの落ち度というところもあるが、不正受給ではないので78条にはなっていないと思うが、返還金が生じているという中では、丁寧にご理解をいただきながら償還をいただいているような現状はある。

小林委員 それで、基本的に利用者の責任に属さない返還金または徴収金があった場合には返還を求めない。先ほどの事務懈怠の場合は今でも返還を求めて

いると思うが、本人の責任に属さない場合は返還を求めないという措置は、多摩市の福祉事務所の判断でできるのかできないのか。

松田生活福祉課長 なかなか難しいご質問ではあるが、判断でできるのかできないのかというところは、福祉事務所の判断になってくると思う。その判断の中で、事務懈怠といえども過支給になってしまった保護費は返していただかなければいけないというのが福祉事務所の考え方であるので、一方でご理解をいただくのはなかなか難しい部分もあるが、ご理解をいただきながら生活に支障のない範囲で返還をいただいているのが現状である。

小林委員 これですら最後にするが、先ほど説明があったように、ご本人の返済能力からいってかなり返還が難しいというケースが多々あると思う。結果的には不納欠損となっていくが、その場合に返還や徴収に要する費用と不納欠損とのバランスを考えると、コストがかかる割には得られないということがあると思う。少なくとも本人の責に属さないことについては、確かに過支給になった場合に福祉事務所にそれを放置するのかという問題もあると思うが、その辺も含めてよく考えたほうがよいのではないかと思うので、ご検討いただければと思う。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

1 1 番、高齢者の外出促進に関する実証実験について（健康二次被害対策）、市側の説明を求める。

五味田高齢支援課長 高齢者の外出促進に関する実証実験について（健康二次被害対策）。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、高齢者が人との交流や外出を控えることが多くなっている。それに伴いまちの活気も失われる可能性を課題と捉えた民間企業から提案を受け、高齢者出歩き促進・地域コミュニティ活性化事業を試行的に実施することを検討しているのでご報告する。

1 番、実証実験の内容。（1）概要。別紙にイメージ図があるので、そちらもご参照願う。高齢者にビーコン（位置情報発信機）を配布またはアプリのダウンロードを対象の高齢者に促し、専用アプリをダウンロードした参加者や提携店、駅などのポイントスポットに立ち寄ることでポイント

を獲得し、たまったポイントは景品等と交換できる仕組みをつくることで高齢者の外出を促進し、健康二次被害対策を行うものである。

(2) 実施時期。令和4年11月～令和5年2月を予定している。

(3) 対象住民であるが、愛宕、東寺方3丁目、和田3丁目、乞田、永1丁目、貝取1丁目、豊ヶ丘1丁目に住む高齢者。令和4年10月頃にコミュニティセンターや地域介護予防教室等で説明会を開催し、周知する予定である。

(4) ポイントの付与条件。以下のいずれかの条件を満たす場合にポイントが付与される。①スマホアプリをダウンロードした参加者とビーコン参加者が擦れ違うこと。擦れ違うと、ビーコン所有者にポイントが加算される。②参加者がエリア内のスポットに来店またはポイントスポットを訪れること。

(5) ポイントスポットについて。経済観光課と協働し、聖蹟桜ヶ丘及び多摩センターの商店会に協力を求める予定にしている。そのほかに地域の介護予防拠点（通いの場）等をポイントスポットにすることを検討している。

(6) ポイント還元（交換）について。たまったポイントと景品等との交換については今後検討していく予定である。

(7) 実施体制であるが、京王電鉄株式会社、ジョージ・アンド・ショー株式会社、日本オラクル株式会社となっている。

次のページのイメージ図を見ていただいて、専用キーホルダーを持っている参加者の方がポイントスポット（地域内や駅周辺）を訪れることでポイントがたまるとというのが一つある。もう一つは、スマホで参加している方と擦れ違うことで専用キーホルダーの参加者に擦れ違いポイントがたまるという形でポイントがたまっていくという方式になる。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

山崎委員 これ同じ事業を日野市の百草団地でやっていたと思うが、その結果は把握されているのか。

五味田高齢支援課長 京王電鉄から聞いたところによると、日野市では今年の1月から2月にこの事業を実験で行ったということで、百草団地の日野市側のエリ

アで行ったと伺っている。ただし、この1月から2月というのがコロナが急増した時期と東京都にまん延防止等重点措置が出ていた時期と重なっていたということで、登録者については89人、そのうち利用した方が20人、実際にポイントを50ポイントためて景品をもらった方が5名と聞いている。

山崎委員 私も参加したが、最初の説明の段階で参加される方がかなり少なかったもので、その辺の告知をしっかりとやっていただきたいのと、高齢者にとってスマホのアプリやビーコンは少し複雑な感じがしたので、それも少し工夫して進めていただければと思う。

板橋委員 若者も絡んだ形での事業のようであるが、そうした若者への対策というか呼びかけは具体的にどのような形でやられるのか。

五味田高齢支援課長 今回説明会を行うときには、高齢者だけではなく地域で参加してもらう方にも来てもらいたいので64歳以下の方にも参加していただこうと思っているが、基本的には高齢者の出歩き促進であるので、たまったポイントの景品交換などについては今のところ高齢者に行ってはどうかと考えている。

板橋委員 擦れ違うことによりポイントが加算されるようであるが、何か音がするのか。あの人と擦れ違ったらポイントになるなということが見てわかるのか、気がついたらポイントがたまっていたとなるのか、その辺がよく見えないので教えてほしい。

五味田高齢支援課長 ビーコンを持っている方については、今自分が何ポイントたまっているかというのはわからない状態で、ポイントスポットに行って、タブレットなどがポイントスポットの擦れ違いのシステムになっているが、そこを見に行ったときに、自分が何ポイントたまっているのかは確認できる。アプリに登録した人については、自分が何ポイントになったのかが見られる画面があるようである。擦れ違いのときに特に音が鳴る、振動するというようなことはない。

しらた委員 対象住民が愛宕や東寺方、和田、乞田、永山、貝取、豊ヶ丘であるが、どうしてここを選んだのかと、ポイントスポットについては聖蹟桜ヶ丘と多摩センターの商店会の協力を得るそうであるが、永山はなぜ入らなかつ

たのか、その辺どうしてこのように選んだのか。

五味田高齢支援課長 まずこの地区を選んだ理由になるが、現在どの地域でも高齢化が進んでおり、高齢者のフレイル予防や外出促進についてはやっていく必要があると思っている。昨年の秋に愛宕地域に北部高齢者見守り相談窓口を開設し、その事業の中で75歳以上の高齢者のお宅へ戸別訪問を行っているが、高齢者が在宅していることが多い様子がわかってきた。これは既に事業を行っている永山エリアに設置されている中部高齢者見守り相談窓口の戸別訪問の様子と比較して愛宕エリアでは高齢者の在宅率が高そうだということがわかり、愛宕エリアの高齢者がコロナの影響もあり外出を自粛したままになっているのではないかと考え、実証実験であるので、まずこのエリアで行おうと考えた。永山エリアは今のところ入れていないが、バスの京王電鉄と一緒にやるということで、バスの路線を考えたときに聖蹟桜ヶ丘と多摩センターのエリアのバス路線が便利だということで、その2つを今のところ考えている。

しらた委員 今、愛宕や東寺方は少し空き家もあるかと思う。引っ越しの準備というが大分空き家も見られるが、乞田・永山の人たちのバス路線というと聖蹟桜ヶ丘になるのか。その辺がどうしてそうなったのかということである。

五味田高齢支援課長 検討の段階で今聖蹟桜ヶ丘と多摩センターをやろうかということでは組んでいるが、まだ決まっているわけではないので、今後また検討してみたいと思う。永山1丁目、貝取1丁目、豊ヶ丘1丁目、乞田が入っていることについては、ここは北部地域包括支援センターの愛宕支所のエリアになっているので一緒に含めている。

しのづか委員 スマホ参加する場合はエリア指定なしなのか。要は高齢者ではなく若年層がスマホ参加するのだろうが、この地域に住んでいる人でなくても参加できるのか。

五味田高齢支援課長 確かにスマホに登録する方については数の制限がないので、ほかのエリアでも大丈夫かと思う。ただ、説明会をしていく中では、特にエリアの制限をするものではないが、まずはこの限られたエリアでの実証実験ということで説明会をして、そこにほかのエリアの方が来たのであれば参加はできることになる。

しのづか委員 スマホ参加の人は自分のポイントを見られるというのであるが、ある意味善意の参加だけである。その後のポイント還元のようなことは今のところ考えていないということか。

五味田高齢支援課長 スマホで参加した方については、同じような景品だと高齢者の方の外出促進とは少し違うので、そこは差を設けてはどうかということを検討している。

きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

1 2 番、令和 4 年度介護保険・障害福祉サービス等事業所新型コロナウイルス対策事業の対象期間延長等について、市側の説明を求める。

平松障害福祉課長 令和 4 年度介護保険・障害福祉サービス等事業所新型コロナウイルス対策事業の対象期間延長等について説明させていただく。

2 つあるが、まず 1 つ目、介護保険・障害福祉サービス等事業所新型コロナウイルス検査経費補助金の関係である。事業概要を見ていただければと思う。事業内容については、事業所職員または利用者への自主的な PCR 検査、また抗原検査にかかる費用の経費を市が補助することで新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るという目的のものになる。こちらの財源として、東京都の補助事業「区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業」に沿ったものについては 10 分の 10、市独自で上乗せ・横出しする部分については、市の負担はコロナ基金を活用予定となっている。

こちらの変更内容となる。下に表があるが、東京都の制度が 4 月～6 月末までの実施の内容だったが、こちらが 10 月末まで延長されたことを踏まえ、また、それが 6 月末まででその上限額、次の 7 月～10 月でまた上限額という制度設計に昨年度同様になったことに合わせ、市も 6 月末までの分と 10 月末までの分に分けたのと、また 11 月～3 月については PCR 検査等の実施事業がなお残存するという想定で、市独自で令和 4 年度末まで延長しているものになる。医療機関での検査費用が 2 万円を超える実態もあることを考え、市独自で上限額を 2 万円から 3 万円に上乗せしている部分になるが、こちらは引き続き各期間において上限額 3 万円で行いたい

と考えている。なお、令和4年6月時点での補助執行状況を鑑み、予算額については現時点では変更せず、今般の制度改正による補正予算計上は必要に応じて今後検討したいと考えている。

次のページになる。2つ目が、介護保険・障害福祉サービス事業所等感染拡大防止対策給付金である。こちらの事業概要になるが、事業所で新型コロナウイルス感染症が集団発生した際に、感染の発生を公表するなど、積極的に感染拡大防止対策に貢献した場合に、集団感染発生による事業収入減少等の影響を鑑みて給付金を支給するものとなっており、当該集団発生の状態を継続している期間の前年同月分と比較した際の減少分を補助するものである。こちらは一般財源のコロナ基金を活用予定として行っているものである。

こちらの変更内容になる。こちらも、これまで9月末までとしていたが、先ほどの検査経費補助金の期間延長に合わせて、やはり検査を行って出してしまうというところがあるので、きちんと検査を受けて感染拡大を防止していただくというところで、こちら令和4年度末まで延長するところである。こちら、6月時点の補助執行状況を鑑み、予算額は現時点では変更せず、今般の制度改正による補正予算計上は必要に応じて今後検討したいと考えている。

3番目は参考で、それぞれの検査経費補助金と感染拡大防止対策給付金の現在の執行状況を記載させていただいた。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

13番、令和3年度 多摩市における障害者就労施設等からの物品等の調達実績について、市側の説明を求める。

平松障害福祉課長 令和3年度の多摩市における障害者就労施設等からの物品等の調達実績について報告をさせていただく。調達実績であるが、物品が合計で9件、金額が252万1,074円。役務・業務委託が18件で金額が1,245万745円、合計が27件で1,497万1,819円となっており、いずれも目標を超えているような形になる。

主な案件として、物品が、学童クラブ等のおやつ、年間単価契約を行っているトイレトーパー。役務・業務委託のとしては、学校交換便業務、公園及び敷地内に設置されるトイレの清掃、ごみ・資源収集カレンダー等の全戸配布、あと災害対策用毛布クリーニングなどのとなっている。

令和3年度においては、令和2年度と比べて役務・業務委託で学校交換便業務委託、せいせき公園の清掃業務がふえ、実績としては増加したような結果となっている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

14番、「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」の施行後3年を目途とした見直しの検討について、市側の説明を求める。

平松障害福祉課長 「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」の施行後3年を目途とした見直しの検討についてである。令和2年7月に施行した多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例については、施行後3年をめぐり見直しの検討を進めるものとしている。これについて、7月22日に開催された多摩市障がい者差別解消支援地域協議会でも協議をさせていただいたが、今回見直しの方向性について報告をさせていただければと思う。

検討スケジュールを、下に表で記載させていただいている。障がい者差別解消支援地域協議会でも検討、多摩市権利擁護専門部会で様々な分野で知見を有する方、当事者の方、支援者の方の意見を伺いながら進めていきたいと考えており、令和5年、3年を少し過ぎてしまうが、3年後が令和5年7月がめどとなるので、令和5年度中、令和5年度の3月議会に条例案を提出するというスケジュールを進めていきたいと考えている。

検討事項になる。これまでの条例から3年というところで何か大きな問題があるものではないと認識しているので、そう大きな変化はないかと思っているが、一つは、今のところ実績はないが、あっせんの対応の整理が必要なのかということと、障害者差別解消法が改正されたことへの対応

が必要かと思う。こちらの大きなところでは、事業者が義務化されたというところがあるが、多摩市は対応しているのも基本的には既に対応しているものが多いかと思うが、それ以外のものも必要か検討するというところになる。それで、その他として検討して進めていきたいと考えている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

15番、健幸まちづくりのこれまでの成果と今後の課題について、市側の説明を求める。

原島健幸まちづくり推進室長 健幸まちづくり基本方針で示された関連指標の考え方に基づいて該当する指標を抽出し、当該指標の数値から導かれる動向を分析している。健幸まちづくりのさらなる推進に向けてこれらの指標の分析とそこから見えてきた課題を共有し、健幸まちづくり全体の方向性の検討や具体の政策立案の一助とする観点から、関連指標の数値の変化から見える健幸まちづくりの進展について主なものをまとめているので、本日はこのうち主なものをご紹介させていただきたいと思う。協議会資料15をご覧ください。

1点目、健幸都市に関する市民の意識である。「健幸都市」という言葉を知っている市民の割合であるが、平成29年度の調査時点では21.5%であったが、令和3年度の調査時点では49.6%、健幸都市・多摩に対する評価も、平成29年度の18.7%から、令和3年度調査時点で42.7%と、認知度及び取り組みに対する評価共に順調に数値が向上している状況である。これは健幸まちづくりに全庁並びにまちぐるみで取り組んできた成果と捉えている。今後も市民の皆さんが健康や幸せに意識を向けるきっかけや気づきが得られるように、様々な主体、様々な手法を駆使して市民の皆さんへの働きかけを継続していきたいと考えている。

2点目、健康状態に関する数値である。介護保険認定率である。高齢者全体と後期高齢者の数が増加する中で介護保険給付費全体としては増加しているが、介護保険認定率は14%前後で低い認定率を維持している。さらに65歳健康寿命であるが、要支援1までを対象とした場合、要介護2

までを対象とした場合、いずれも伸びており、また都内トップクラスの順位を維持している状況になっている。これまで健幸まちづくりの取り組みの中でも高齢者の介護予防・フレイル予防の取り組みに市民の皆さんと一緒に力を入れて進めてきた成果が表れているものと評価している。一方で、新型コロナウイルス感染症の対策として外出等の活動を控えた結果、認知機能や心身の健康状態が悪化するという健康二次被害が顕在化している。引き続き健康二次被害の対策が重要であると考えている。

こうした状況から、今後の取り組みの方向性としては、住民主体の通いの場を通じて介護予防・健康づくり、健幸の意識啓発といったような取り組み、安心して外出することのできる交通体系・交通環境の充実、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師等を持って適切な受診行動につなげる取り組み、住民主体の通いの場の創出、運営等に対する支援。また感染拡大時や災害時にも活動が継続できるよう、デジタルツール等新しい技術なども活用した交流機会の創出といった取り組みを進める必要があると考えている。

3点目、健康に関する市民の意識である。健康維持のために実践していることがある市民の割合であるが、平成27年度の59.6%から令和3年度72.6%と増加傾向にある。令和3年度のデータを年齢別に見ると、30代が57.8%と最も低い状況だった。また、年代が上がるにつれて増加し、70歳以上は80.4%となっている。今般の新型コロナウイルス感染症の拡大はご自身の健康に目を向けるきっかけともなっていると考えており、この機を捉え、引き続き市民の皆さんが健康や幸せに意識を向ける機会をふやしていく取り組みが重要であると考えている。こうしたことを踏まえ、今後の取り組みの方向性としては、検診の受診勧奨、健康管理に関する意識醸成や周知広報に関する取り組みの推進、健康無関心層が健康的な生活を実践しやすい環境づくり、働き盛り世代の健康と幸せを獲得することを支援する環境づくり、また学びの機会といったようなことでは、健幸まちづくりシンポジウムを引き続き開催していくことも必要であろうと考えている。

次に、健幸まちづくりのさらなる推進に当たっての課題が、指標の動向

からも見えてきている。資料4ページ以降が、指標の動向から見えてきた課題と今後の取り組みの方向性を示したものになっている。

まず運動習慣に関する市民の意識である。週2回以上スポーツをすると回答した者の割合は、全体としては3割を少し超える程度だった。年代別に見ると30代、40代、50代が2割程度であり、働き盛り世代の運動習慣が低いことがわっている。意識啓発と同時に、働き盛り世代が意識しなくとも健幸的な生活が実践しやすいまちづくりを引き続き進める必要があると考えている。こうしたことを踏まえると、日常生活で既に行っている身体活動を意識的に行うようなことで気軽に運動につなげるような取り組み、健康無関心層が健幸的な生活を実践しやすい環境づくり、こうした取り組みが重要になると考えている。

次に、社会的つながりに関する市民の意識である。住民主体の通いの場に関しては、平成27年度85カ所だったものが、令和2年度には333カ所に急増したということで、これは健幸まちづくりの成果の一つであると考えているが、一方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて週1回以上活動している通いの場に参加する市民の方の人数は減少傾向にある。週1回以上活動している通いの場に参加する市民の減少といったようなところを捉えると、住民主体の通いの場は高齢者のフレイル予防、介護予防の中核をなすものであると考えているので、こういった通いの場の設立、運営に対する支援を強化していく必要があると考えている。また、平成26年度調査から令和元年度調査までのデータを見ると、65歳以上で誰かと食事を共にする機会が毎日あると回答した者の割合が、平成26年度だと59.0%あったが、令和元年度調査では36.8%に減少している。これまでも高齢者の孤食対策が課題ではあったが、コロナの影響でさらに深刻化しているのではないかと危惧している。感染対策と両立した孤食対策が重要になってくるかと考えている。

さらには、人々がつながりを持って互いに支え合えるまちであると回答した市民の割合が15%前後と低い数値にとどまっている状況である。一方で、地域で困ったときに助け合える関係を築きたいという問いに対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した者の割合が平成27

年度調査では62.1%だった。これが令和3年度調査時点では82.9%に増加している。地域協創や多摩市版地域包括ケアシステム構築に係る取り組みを着実に進め、こうした困ったときに助け合える関係を築きたいというニーズに応えていく、支え合える地域社会をつくっていく必要があると考えている。

この関連指標の推移から見える成果と課題、今後の取り組みの方向性については、健幸まちづくり推進本部で共有させていただいた。今後全庁でもこれまでの健幸まちづくりの成果と今後の課題といったことについて共通認識を持ち、さらなる健幸まちづくりの推進を図っていかねばならないと考えている。

きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後 1時47分 再開

きりき委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程はすべて終了した。

これをもって健康福祉常任委員会を閉会する。

午後 1時47分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員長

きりき 優